

令和7年4月吉日

保護者様

横浜市立丸山台中学校

校長 高木 真樹

## 携帯電話・スマートフォン等の取り扱いに関するお願い

陽春の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、中学生の携帯電話利用は、ケータイ依存・ネットいじめ・犯罪被害・犯罪加害などの問題が生じ、弊害が大きくなっているのが現状です。

文部科学省は、平成20年7月に学校内への携帯電話の持ち込みについて原則禁止を都道府県の教育委員会と政令指定都市に通達し、横浜市教育委員会でも学校内への携帯電話等の持ち込みを原則禁止としています。

しかし、学校の登下校において携帯電話・スマートフォン等を持たせることが必要であると家庭で判断した場合は、次の遵守事項を家庭で十分に話し合い確認した上で、理由を明記し、持込願いをご提出くださいますようお願いいたします。

なお、ご家庭の判断（責任）で生徒に携帯電話・スマートフォン等を持たせる場合にも、次の遵守事項を確認し、インターネットモラルの育成にご協力をお願いいたします。

### 遵 守 事 項

- 1 原則として校内への携帯電話・スマートフォン等の持ち込み・使用を禁止する。
- 2 特別の事情があって生徒が学校に携帯電話・スマートフォン等を持ち込むときは、事前に学校長の了解を得ること（許可を得た場合も、校内での使用は禁止）
- 3 特別の事情とは保護者との緊急連絡と交通系ICカード利用に限るものとし、その他の用途には使用しない。
- 4 了解を得た上で持ち込んだ際は、登校後、電源を切り、必ずクラスの貴重品袋に入れ、帰り学活終了後に受け取ること。諸活動時は顧問に預けること。
- 5 家庭の判断（責任）で携帯電話・スマートフォンを持たせる場合は、生徒の発達段階に応じて通話機能のみとするか、Eメール・SNSを含むインターネット利用については各家庭で詳細なルール（使用時間や時間帯、アクセス制限など）を設けること。
- 6 インターネットを利用する場合、必ずフィルタリングを利用すること。また、利用状況（友人との連絡やどのような人とのつながりがあるのかなど）を把握すること。
- 7 生徒の携帯電話・スマートフォン等を利用による問題が生じた場合は、できるだけ早い段階で学校へ報告して対応を相談すること。また、犯罪行為等が疑われる場合は、直ちに警察へ相談すること。